

会計規制はわが国の退職金制度にどのような影響を与えているのだろうか。退職金制度には何ら影響を与えていないのであろうか。もし影響を与えていたとしたら、それは退職金制度の普及を支援する方向であったのか。本稿では、この視点から会計規制とわが国の退職金制度の変遷について考えてみる。

わが国の退職金は江戸時代における三井家の退職手当などを源とし、明治時代には多くの民間企業において導入されていた。しかし、それは従業員への報奨金で

会計規制と退職金制度

た。すなわち、退職時点において現金処理が行われ、その財源もその時点の企業の財産からあてられた。戦後の経済復興の目的から、1952年には税法上の恩典を伴った退職給与引当金制度が創設され、ほとんどの企業で利用された。従業員の全員が期末で退職した場合の退職金を会計処理するという、現在の会計基準で採用している現在価値の考え方からすると理解が難しい制度であったが、創設当初はその4分の1が特定預金として企業内に準備されていた。その後、当該預金はなくなり、従業員の退職金がどのように準備されているか不明な制度として残った(2002年廃止)。

一方、企業の外部で退職金を準備する企業年金制度として、1962年に税制適格年金制度が、1965年に厚生年金基金制度が創設された。当時の会計規制は特別なものはなく、開示項目として年金資産や過去勤務債務等が公表されていた。企業年金制度が創設された直後の導入期であり、厳格なルールはなく、会計規制としては諸外国に比べて非常に遅れていた。バブル崩壊後の資産市場の改革が進む中、関連する会計基準が制定され、20

こうした中、従来の企業年金制度の問題点を解決するため、基金型企業年金制度や規約型企業年金制度が導入され、また、確定拠出年金制度の導入が行われた。その中間的な制度であるキッシュバランスプランとともに確定拠出年金は、2000年代以降、わが国の企業においても大流行している。

あり、企業からの恩恵的な給付としての意味合いが強かった。戦後、就業規則による権利として退職金は位置づけられたが、実務的にはそれ以前と変わらなかつ

「確定拠出」後押し側の側面も



名古屋市立大学大学院
経済学研究科教授

吉田 和生

よしだ・かずお 財務会計、財務分析。名古屋市立大学大学院経済学研究科博士後期課程中退。1964年生まれ。

わが国でも諸外国でも同じであるが、退職金の会計基準は従来型の確定給付制度を対象としており、確定拠出制度を対象としていない。そうした意味では、会計規制の強化は確定拠出制度の普及を後押ししているとも考えられる。2014年3月期から未認識債務の即時認識が実施され、確定拠出制度を後押ししたことも捉えられる。

2017年1月にもリスク分担型確定給付企業年金が導入され、より複雑な制度となっているが、会計規制と退職金制度の普及は深い関係がある。企業の動機付けを推察しつつ、両者の関係を見ることは当該分野の理解に役立つと期待される。

